

いいの事務所 ニュース

VOL.139

<発行所>

Be Ambitious社会保険労務士法人
〒103-0016
東京都中央区日本橋小網町1 3-2
オーチャー小網町ビル 1階・6階

MAIL : gyomu@sr-iino.com
URL : https://www.sr-iino.com



今月のテーマ：「労働保険事務組合制度」ってなに？

■ 労働保険事務組合とは？

厚生労働大臣から認可された事業主団体です。事業主から委託を受け、事業主に代わって労働保険事務の手続きを行います。

労働保険事務組合制度



■ 労働保険事務組合が処理できる事務の範囲とは？

- (1) 概算保険料、確定保険料などの申告及び納付に関する事務
- (2) 保険関係成立届、任意加入の申請、雇用保険の事業所設置届の提出等に関する事務
- (3) 労災保険の特別加入の申請等に関する事務
- (4) 雇用保険の被保険者に関する届出等の事務（入社・退社手続き等）
- (5) その他労働保険についての申請、届出、報告に関する事務

■ 事務組合に加入できる事業主とは？

常時使用する労働者数が、下記に該当する事業主であることです。

業種	労働者数
金融・保険・不動産・小売業	50人以下
卸売の事業・サービス業	100人以下
その他の事業	300人以下



■ 労働保険事務組合加入のメリットとは？

- ① 労災保険が適用しない役員も「特別加入」できます！
- ② 労働保険料の額にかかわらず、3回に分割納付できます！

(令和4年)
委託事業所数⇒

141万5千

加入率(適用事業所全体)⇒

約41.2%



メリット① 労災保険の特別加入制度

本来は、労働者の業務または通勤による災害に対して保険給付を行う制度ですが、**中小企業の役員についても特別に任意加入できる制度**です。

事業主、役員も
労災加入が可能に！
(事務組合加入が条件)



業務中/通勤中のケガ

特別加入制度⇒労災保険が適用

治療費

休業補償

障害/遺族



メリット② 労働保険料の分割納付

事務組合に委託すると、**金額にかかわらず、3回に分割**することができます。

(通常は、概算保険料額が40万円以上の場合のみ)

延納 (分割納付)

30万納付
(一括)



7月：10万

11月：10万

2月：10万

お知らせ



当事務所でも労働保険事務組合のご案内ができるように準備をしております。
加入条件を満たす事業所のみなさまへ各担当者よりご案内いたします。

給与計算担当者の方ご注意ください！

◆令和6年3月分(4月徴収)より組合および協会けんぽの保険料率(健康保険/介護保険)の改定が予定されています。
担当者よりご案内いたします。

